

茨城県被災中小企業 復旧支援事業費補助金 について

茨城県産業戦略部

本日の説明事項

1. 補助金の目的
2. 補助対象事業者について
3. 補助対象経費について
4. 応募方法等について
5. 提出書類について
6. 今後の手続きについて
7. その他

1. 補助金の目的

令和元年台風第15号及び台風第19号により被害を受けた県内の中小企業者等の事業再開、継続を支援するため、「茨城県被災中小企業復旧支援事業費補助金」を実施します。

この事業は、被災地域の中小企業者等が作成した「復旧経営計画」が地域経済、地域住民への生活インフラの提供、県内産業基盤の回復等に重要な役割を果たすものとして県の認定を受けた場合に、中小企業者等の所有する個々の施設・設備等の復旧経費に対し補助を行うものです。

2. 補助対象事業者について

I 次の①～④のいずれかに該当すること

①産業インフラ・サプライチェーンを維持するうえで重要な役割を果たしていること

②地域外需要の獲得による経済循環を維持するうえで重要な役割を果たしていること

③地域住民に生活インフラ等を提供するうえで重要な役割を果たしていること

④独占・寡占の防止等の市場競争を維持するうえで重要な役割を果たしていること

2. 補助対象事業者について

Ⅱ 次の①～⑥の全てに該当すること

- ①茨城県内の事業所が台風の被害を受けたことが証明された中小企業者等であること
- ②台風の被害に係る罹災証明等を受けていること
- ③補助対象となる経費の全額を負担すること
- ④県税及び茨城県に対する債務の支払い等の滞納がないこと
- ⑤事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること
- ⑥暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団等に該当する者がある事業者でないこと

2. 補助対象事業者について

＜補助対象となる中小企業者の定義＞

中小企業基本法第2条第1項における下表に掲げる業種の会社及び個人、又は中小企業支援法第2条第1項第4号における中小企業団体

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

(常時使用する従業員の数には常用のパート、アルバイト等を含みます。)

※ただし、以下の事業者は対象外となります

- ◆ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、生活協同組合等
- ◆ みなし大企業

3. 補助対象経費について

①申請者が自己所有する施設, 設備等であること
＜登記簿謄本・固定資産台帳等で確認できるもの＞

②台風により被害を受けた施設, 設備等であること
＜個々の施設, 設備等が記載された罹災証明で確認します＞

③事業を行うのに必要不可欠な施設, 設備等であること
＜社長室, 従業員用施設, 店舗兼住宅の住宅部分等は対象外＞

④施設, 設備等の復旧に要する経費であること
＜被災前と同等の状態に戻すために必要な経費であること＞

3. 補助対象経費について

【施設，設備等を復旧するのに要する経費の対象】

区分	内容
施設	工場等の生産・加工施設，店舗等の販売・サービス提供施設，共同作業場，事務所，倉庫等の修繕及び建設工事等に要する経費
機械設備	資産として計上する設備の修理・購入に要する経費 (機械・装置，工具・器具等)
車両	業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費
委託料等	復旧・修繕に要すると認められる経費 (復旧工事等と一体的な撤去費，解体費等)
その他 対象経費	前各欄の経費に類するものとして、知事が対象と認める経費

※ただし，上記に該当する施設及び設備でも産業戦略部以外の部局(国では経済産業省以外の省庁)の支援制度の活用が可能な案件等は対象外となります。

3. 補助対象経費について

【補助対象となる車両の要件について】

- ① 被災前に所有していたこと
＜車検証で確認＞
- ② 車体に企業名, 屋号等が印刷されていること
＜写真で確認＞
- ③ 業務用のみに用いており, 事業内容に適した車種であること
＜下記の書類等により確認＞
 - ・ 運行記録, 業務日報などの書類
 - ・ 自動車保管場所が事業所となっていること
 - ・ 任意保険の使用目的が「事業使用」となっていること
 - ・ その他, 業務用に使用されていたことを証する書類

3. 補助対象経費について

【留意事項】

- ◆ 補助金の申請は1事業者につき1回までとなります
- ◆ 補助金の申請後に増額はできません
- ◆ 新たに購入する設備等は新品又は中古品を問わず、被災対象物と同一の数量、目的及び用途であること
- ◆ 他の公的補助制度と重複しての申請はできません
- ◆ 賃貸物件（代表者個人名義の建物を法人で賃借している場合）、リース資産であっても申請者が修繕義務を有していることが契約書等で確認できた場合には対象となります
- ◆ 既に完了した施設、設備の復旧であっても、被災証明による確認が可能で、適正と認められる場合には補助の対象になります

3. 補助対象経費について

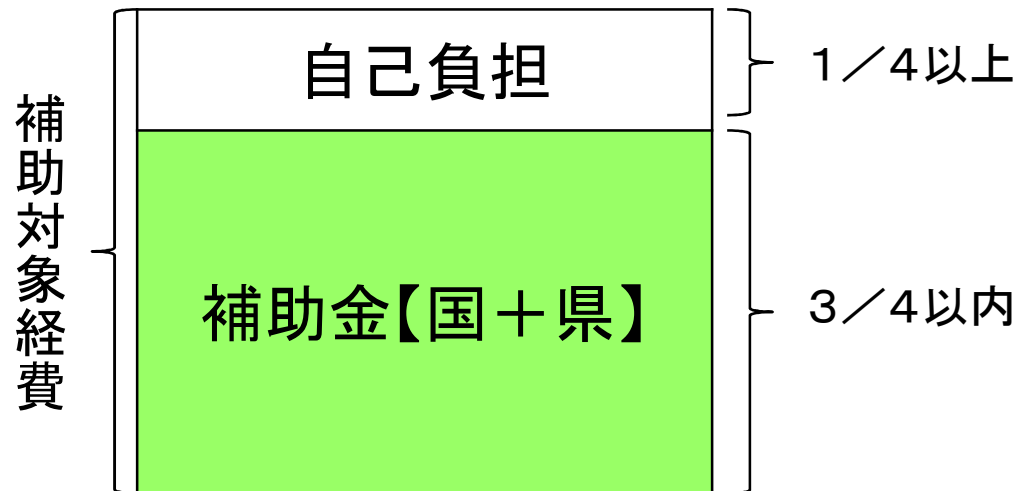
【補助対象外となる経費の具体例】

- ◆ 生産活動，事業活動に直結していないと判断されるスペース等
- ◆ 業務用として流通していない設備（例）家庭用の電化製品等
- ◆ 商品，製品，仕掛品，原材料
- ◆ 備品，消耗品，什器類（例）食器，テーブル，椅子，机，棚等
- ◆ 賃貸物件（アパート，マンション，テナントビル等）
- ◆ 農林水産業の分野における生産等に資する施設・設備等に係る経費
- ◆ 駐車場のみ，太陽光発電施設のみの整備
- ◆ 解体，撤去のみの整備
- ◆ 仮復旧，応急措置等に要する経費
- ◆ 土地の造成，取得に係る経費
- ◆ 完全に事業用途に使用すると認められない車両（例）社長車，通勤等に使用可能な車両等

3. 補助対象経費について

【補助率・補助上限】

- ◆ 補助対象経費の3/4以内
- ◆ 保険の対象となっている施設, 設備等は受取保険金額を控除した額が補助対象経費となります。



※ 補助金は原則として事業完了後(業者への支払い終了後)に振り込まれます。1/4以上の自己負担分を含め資金調達を計画してください。

4. 提出書類について

【全員共通の提出書類】

① 復旧経営計画書(様式1号) 提出部数:正1部,副1部

② 添付書類 提出部数:各1部

法人	個人事業主
A)直近1期分の決算書 (貸借対照表, 損益計算書, 販売費及び一般管理費内訳書)	A)直近1期分の確定申告書
B)法人登記簿謄本	B)住民票
C)定款の写し	C)ー
D)県税に未納がないことの証明書(県税事務所で発行)	
E)暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿	
F)会社案内等のパンフレット(提出可能な場合)	

4. 提出書類について

【施設を復旧（建替）する場合に必要なもの】

提出部数：各1部

- ① 見積書又は請求書（明細が記載されているもの）の写し
- ② 復旧を予定している施設ごとの「リ災証明」の写し
- ③ 復旧を予定している施設ごとの建物登記簿謄本
- ④ 建物平面図（各部屋の用途及び面積がわかるもの）
- ⑤ 施設が修繕不能であることの証明書（様式2号）：建替する場合のみ

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあります

4. 提出書類について

【設備を復旧(入替)する場合に必要なもの】

提出部数:各1部

- ① 見積書又は請求書(明細が記載されているもの)の写し
- ② 復旧を予定している設備ごとの「り災証明」の写し
- ③ 復旧を予定している設備が記載された固定資産台帳
(減価償却計算書等)の写し:該当設備に印をつけてください
- ④ 設備が修繕不能であることの証明書(様式2号):入替する場合のみ
- ⑤ 新たに購入する設備が被災対象物同等程度の機能を有することの証明書(様式3号)

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります

4. 提出書類について

【車両を復旧(入替)する場合に必要なもの】

提出部数:各1部

※前ページの【設備を復旧(入替)する場合に必要な書類】に加えて

- ① 被災車両の車検証の写し
- ② 被災車両の写真
- ③ 任意保険の保険証券の写し(使用目的が確認できるもの)
- ④ 運行日誌, 業務日報など業務使用が確認できる書類
- ⑤ その他, 業務用に使用されていたことを証する書類

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあります

5. 応募方法等について

【応募方法】

- ◆ 復旧経営計画を含む提出書類は下記の提出先まで郵送又は持参のどちらかで提出してください
- ※ 持参の場合には事前にお電話で予約をお願いいたします
- ◆ **書類に不備がある場合には受付できません**

【提出先】

茨城県産業戦略部被災中小企業支援対策室
(県庁16階)

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

電話 029-301-3490

5. 応募方法等について

【受付期間】

<令和2年4月1日以降に応募される方>

令和2年4月1日(水)～令和2年6月30日(火)

午後5時必着

- ・書類に不備があるものは受付できませんのでご注意ください。
- ・被災額及び県予算の範囲内で、認定復旧経営計画において知事が認める経費が対象となりますので、復旧事業の着手や未着手に関わらず、お早めにご応募・ご相談ください。

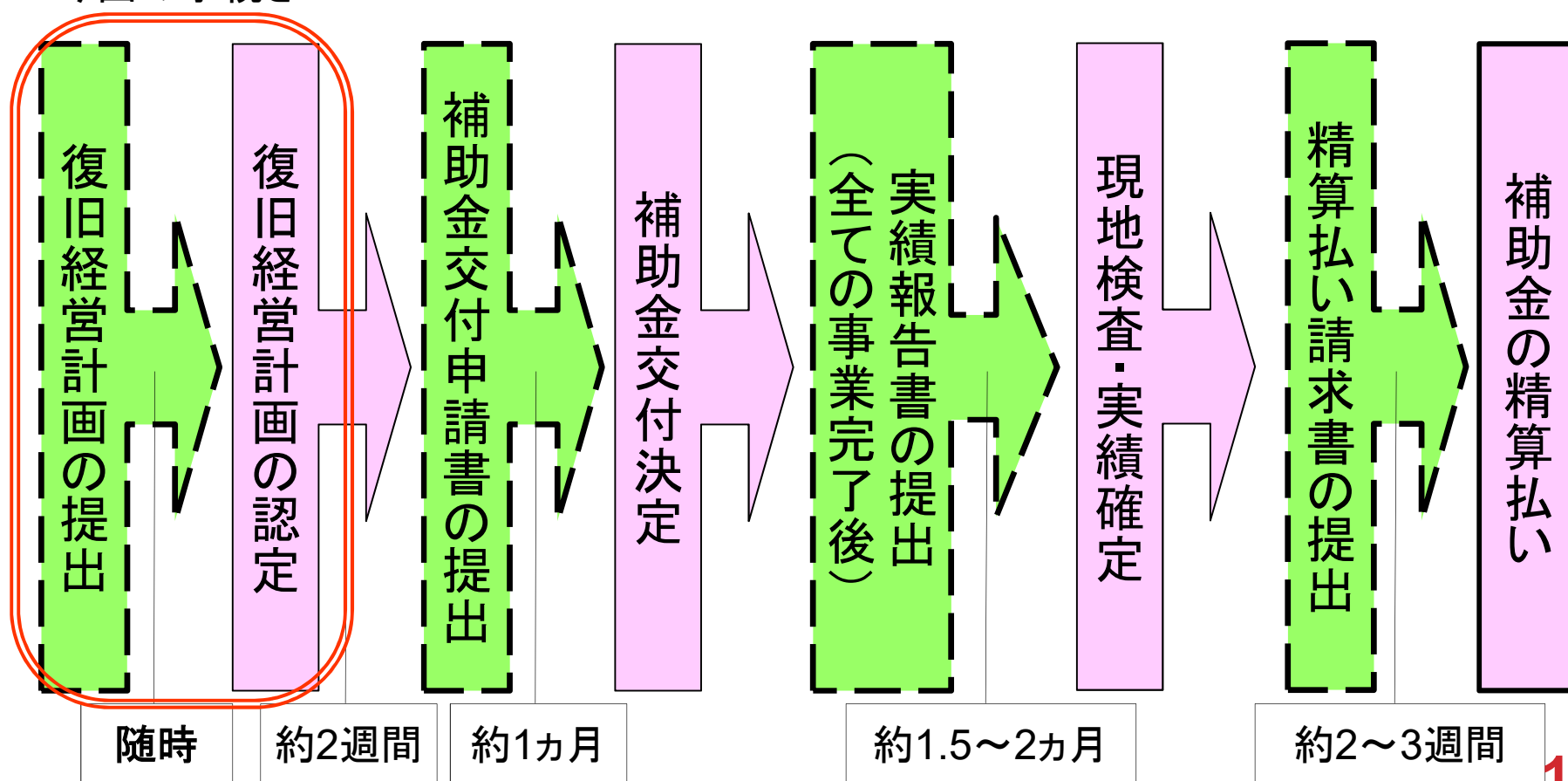
6. 今後の手続きについて

【事業の流れ】

茨城県

申請者

今回の手続き



7. その他

- ◆ 復旧経営計画書を提出後、必要に応じてヒアリングや現地調査、資料の提供をお願いする場合があります
 - ◆ 復旧経営計画書等の申請に必要な様式類は、茨城県産業戦略部被災中小企業支援対策室のホームページからダウンロードすることができます
- ※「茨城県被災中小企業支援対策室」で検索可能です

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部被災中小企業支援対策室

電話：029-301-3490 FAX：029-301-4617